

◇熊本県学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

- 1 休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を改定することとした。(別表第1関係)
- 2 扶養親族たる配偶者に係る補償基礎額の加算額を引き下げ、配偶者以外の子等扶養親族のうち3人目以降に係る補償基礎額の加算額を引き上げることとした。(第4条第3項関係)
- 3 介護補償の額を引き下げることとした。(第9条の2第2項関係)
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 5 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。

条 例

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成15年7月4日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第42号

熊本県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

熊本県職員等退職手当支給条例(昭和28年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第23条第3項」を「第23条第2項」に改め、同条第11項中「、再就職手当、常用就職支度金」を「、就業促進手当」に改め、同項第3号の2を削り、同項第4号を次のように改める。

(4) 職業に就いたもの 雇用保険法第56条の2第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

第10条第13項中「又は第3号の2」を削り、同条第16項を同条第17項とし、同条第15項中「第10条の3」を「第10条の4」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「、再就職手当、常用就職支度金」を「、就業促進手当」に、「常用就職支度金」を「就業促進手当」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の2第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の2第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した職員に係るこの条例による改正後の熊本県職員等退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第10条の規定による失業者の退職手当の支給については、次項から第5項までに定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新条例第10条第11項第4号及び第14項の規定は、施行日以後に職業に就いた者に対する同条第11項第4号に掲げる退職手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた者に対するこの条例による改正前の熊本県職員等退職手当支給条例(以下「旧条例」という。)第10条第11項第3号の2及び第4号に掲げる退職手当の支給については、なお従前の例による。

4 施行日前にした偽りその他の不正行為によって新条例第10条の規定による失業者の退職手当の支給を受けた者に対するその失業者の退職手当の全部又は一部を返還すること又はその失業者の退職手当の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

5 新条例第10条第16項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等(雇用保険法(昭和49年法律第116号)第10条の4第2項に規定する職業紹介事業者等をいう。以下同じ。)に対して適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対する失業者の退職手当の支給を受けた者と連帯して新条例第10条第16項の規定による失業者の退職手当の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。

6 前4項の場合において、施行日の前日までに退職した職員に関する平成15年5月1日から施行日の前日までの間における旧条例第10条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「雇用保険法(昭和49年法律第116号)」とあるのは「雇用保険法の一部を改正する法律(平成15年法律第31号)による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)」と、同項第2号並びに同条第3項、第5項から第11項までの規定、第15項及び第16項中「雇用保険法」とあるのは「旧雇用保険法」とする。

7 附則第2項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、平成15年5月1日から施行日の